

都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針

市要綱抜粋

(認定基準)

第2条 法第3条第1項に基づく都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号。以下「基本方針」という。）4（2）③に規定する都市の緑地の保全に配慮されたものの認定基準は、次の各号に定めるものとする。ただし、市長が都市の緑地の保全上支障がないと認めたときはこの限りでない。

(1) 次の各号に定める区域内にあるものにあつては、当該各号に定める区域に係る緑地の保全に関する制限の内容に適合しない場合、認定しない。

ア 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第45条第2項第1号に規定する緑地協定区域

イ 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条に規定する生産緑地地区

ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条に規定する建築協定区域

エ 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき定められた阪神間都市計画における川西市内の地区計画区域

オ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和38年法律第129号）に規定する近郊緑地保全区域

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域内にまるものにあつては、環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）第118条の2第1項に規定する建築物及びその敷地の緑化基準に適合しない場合、認定しない。

(3) 都市計画法第11条第1項第2号に規定する緑地の区域内にあるものは認定しない。

2 前項第1号及び第2号の基準の適用は、届出等が必要な建築物に限る。